

## 序章 第3期実施計画策定にあたって

### I 計画の背景及び趣旨

国は、“国民皆保険”のもと、誰もが安心して医療を受けることができる医療制度を実現し、世界最長の平均寿命や高い保健医療水準を達成してきました。

しかし、急速な少子高齢化、経済の低成長への移行、ライフサイクルの変化など、大きな環境変化に直面しており、“国民皆保険”を堅持し、医療制度を将来にわたり持続可能なものとしていくためには、制度運営の効率化とともに医療費の適正化が課題となっています。

近年の医療費の傾向をみますと、疾病全体に占めるがん、虚血性心疾患、脳血管疾患、糖尿病等の生活習慣病は、年々増加しており、国民医療費の3分の1、死亡原因の6割を占めています。

このような背景の中、国は、健康と長寿を確保しつつ医療費の抑制に資するものとして、平成20年度から生活習慣病特にメタボリックシンドロームの概念に着目した生活習慣病予防推進体制として、特定健康診査（以下「特定健診」という）及び特定保健指導の実施を各医療保険者に義務付けました。

羽幌町国民健康保険の保険者である羽幌町は、「高齢者の医療の確保に関する法律」に基づき、平成20年度に「第1期羽幌町特定健康診査等実施計画」、平成25年度に「第2期羽幌町特定健康診査等実施計画」を策定し、特定健診及び特定保健指導を実施し、生活習慣病の予防、早期発見、早期治療の取り組みを行い、町民の健康づくりを図っているところです。また平成29年度には「羽幌町データヘルス計画」を策定し、健康・医療情報を活用して羽幌町の健康課題解決に向け、PDCAサイクルに沿った、効果的効率的な保健事業に取り組んでいます。

本計画は、「第2期特定健康診査等実施計画」における取り組みの達成状況を評価しながら、「羽幌町データヘルス計画」と一体的に、生活習慣病の発症、重症化を抑制し、医療費の適正化を図ることを目的に、「第3期羽幌町特定健康診査等実施計画」を策定するものです。

### II 特定健康診査・特定保健指導の対象となる生活習慣病

特定健康診査・保健指導の対象となる生活習慣病は、メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）の該当者及び予備群とします。

メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）とは、  
内臓脂肪型肥満に加えて、高血糖、高血圧、脂質異常症のうちいずれか2つ以上をあわせもった状態をいいます。

### Ⅲ メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）に着目する意義

メタボリックシンドロームは、内臓脂肪型肥満を共通の要因として、高血糖、脂質異常、高血圧を合わせた病態であり、それぞれが重複した場合は、心筋梗塞等の虚血性心疾患、脳梗塞等の脳血管疾患等の発症リスクが高く、内臓脂肪型肥満を減少させることで、それらの発症リスクの低減が図られるという考え方を基本としています。

内臓脂肪型肥満に起因する糖尿病、脂質異常症、高血圧は予防が可能であり、また、発症してしまっても、血糖、血圧等をコントロールすることにより、心疾患や脳血管疾患、人工透析を必要とする腎不全などへの進展や重症化を予防することができます。

メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）の概念を導入することにより、心疾患、脳血管疾患、人工透析の必要な腎不全などに至る原因となる高血糖、脂質異常、高血圧などを詳細にデータで示すことができるため、健診受診者にとって、生活習慣と健診結果、疾病発症との関係が理解しやすく、生活習慣の改善に向けての明確な動機づけができるようになると考えられます。

### Ⅳ 計画の性格

この計画は、国の特定健康診査等基本指針（法第 18 条）に基づき、羽幌町が策定する計画であり、「北海道医療費適正化計画」並びに「羽幌町国民健康保険事業計画書」、「羽幌町データヘルス計画」との整合性を図るものとします。

### Ⅴ 計画の期間

この計画は第 1 期（平成 20 年度から平成 24 年度）、第 2 期（平成 25 年度から平成 29 年度）は 5 年間の計画でしたが、第 3 期は平成 30 年度から平成 35 年度までの 6 年間の計画期間とします。

なお、特定健康診査、特定保健指導の成果については、毎年度評価を行い、必要に応じて実施方法などの見直し、検討を行ないます。

### Ⅵ 計画の目標値

この計画の実行により、平成 35 年度までに特定健康診査の受診率を 60%、特定保健指導の実施率を 60%とすることを目標とします。